

様式第3号（第5条関係）

指令記号及び番号

年 月 日

様

三種町長

第2期秋田県移住・就業支援事業に係る移住支援金の交付決定通知書

第2期秋田県移住・就業支援実施要領及び三種町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

- 1 三種町は、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び三種町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に三種町外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・秋田県起業支援事業費補助金（地域課題解決枠）の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に三種町以外の市区町村に転出した場合：半額

- 2 三種町は、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び三種町移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金交付事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告及び関係する場所への立入調査を求めることがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35（地方移住支援型）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
 - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

| | |
|-------|--|
| 管理コード | |
|-------|--|